

○高山市緑のパートナー制度実施要綱

平成13年3月12日

決裁

改正 平成19年1月22日決裁

平成22年9月30日決裁

令和4年6月3日決裁

（目的）

第1条 この要綱は、市内の公園、まちかどスポット、街路樹又は河川樹木（以下「公園等」という。）を良好に保全すること又は市街地景観を適正に維持することを目的として、自主的に活動する団体等に関し必要な事項を定めることにより、その活動を推進し、美しい景観と潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

（平19. 1. 22・一部改正）

（登録）

第2条 市長は、公園等を自らの意志によってより良くしようとする意欲のある団体等を緑のパートナーとして登録する。

（活動内容）

第3条 緑のパートナーの活動は、次に掲げるもののうちから、実施可能なものについて自主的に行うものとする。

- (1) 公園等の清掃
- (2) 公園等の草取り
- (3) 公園等の草花、樹木の植付け、水やり
- (4) 公園等の施設の破損等の市への通報
- (5) 屋外広告物の違法物件の市への通報
- (6) その他公園等の管理に必要があると市長が認めること。

（登録手続）

第4条 緑のパートナーに登録しようとする者は、高山市緑のパートナー登録書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 緑のパートナーの登録期間は、登録辞退の申し出までの期間とする。

（登録の解除）

第5条 緑のパートナーを辞退しようとする者は、高山市緑のパートナー辞退届（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

（変更）

第6条 緑のパートナー登録書の記載事項に変更が生じたときは、随時変更届を市長に提出するものとする。

(市の助成)

第7条 市長は、緑のパートナーの活動に対し、予算の範囲内で花苗、樹木等の原材料及び清掃、草取り等に必要な消耗品の支給を行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成13年3月12日決裁)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月22日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日決裁)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則 (令和4年6月3日決裁)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

高山市緑のパートナー登録書

年 月 日

（あて先）高山市長

氏名又は団体名 (代表者名)	
住 所	
電 話 番 号	

次のとおり緑のパートナーに登録します。

活動内容	
主な活動場所	
受付欄	

（団体の場合、全会員の名簿を添付すること。）

高山市緑のパートナー辞退届

年 月 日

（あて先）高山市長

緑のパートナーを辞退します。

氏名又は団体名 (代表者名)	
住 所	
電 話 番 号	

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

（平 2 2 . 9 . 3 0 ・一部改正）

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

（平 2 2 . 9 . 3 0 ・一部改正）